

(仮訳文)

協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書

#### 前文

この議定書の署名国である欧州評議会加盟国及び二千一年十一月二十三日にブダペストにおいて署名のために開放されたサイバー犯罪に関する条約（ETS第百八十五号。以下「条約」という。）のその他の締約国は、

世界の全ての領域における条約の及ぶ範囲及び影響に留意し、

条約が、二千三年一月二十八日にストラスブルにおいて署名のために開放されたコンピュータ・システムを利用して行われる人種差別的及び排外主義的性質を有する行為の犯罪化に関する追加議定書（ETS第百八十九号。以下「第一議定書」という。）により、第一議定書の締約国の間において、既に補足されたことを想起し、

欧州評議会で採択された刑事についての協力に関する既存の諸条約並びに刑事についての協力に関する条約の締約国の間の協定及び取極を考慮し、

また、二千十八年十月十日にストラスブールにおいて署名のために開放された改正議定書（CETS第二  
百二十三号）によって改正され、かつ、いかなる国も加入するよう招請されることができる個人情報自動  
処理における個人の保護に関する条約（ETS第百八号）に考慮を払い、

インターネット・サービスを含む情報通信技術の利用が拡大していること並びに民主主義及び法の支配に  
対する脅威であり、かつ、多数の国が人権に対する脅威でもあるとみなすサイバー犯罪が増加していること  
を認識し、

また、サイバー犯罪の被害者の数が増加していること及びこれらの被害者のために正義を実現することの  
重要性を認め、

各国政府が、効果的な捜査及び訴追によることを含め、オフラインの犯罪のみならずオンラインの犯罪か  
らも社会及び個人を保護する責任を有することを想起し、

国外の、複数の又は不明な国又は地域におけるコンピュータ・システムに電子的形態で蔵置された犯罪の  
証拠が増加していることを認識するとともに、刑事司法による効果的な対応を可能とし、及び法の支配を擁  
護するためにそのような証拠を合法的に取得するため、追加の措置が必要であることを確信し、

各国と民間部門との間の協力を拡大し、及びより効率化することが必要であること並びにこのこととの関連において、サービス・プロバイダその他の団体が電子データの開示に係る他の締約国の刑事司法当局からの直接の要請に回答することができるとの状況に関し、サービス・プロバイダその他の団体のために明確性及び法的な確実性の向上が必要であることを認識し、

したがって、より効率的な相互援助及びその他の形態の権限のある当局の間の協力、緊急事態における協力並びに権限のある当局とサービス・プロバイダその他関連する情報を保有し、又は管理している団体との間の直接の協力に関する追加の手段により、サイバー犯罪に関する協力及び特定の捜査又は刑事訴訟を目的としたあらゆる犯罪に関する電子的形態の証拠の収集を更に強化することを目的とし、

公的部門と民間部門との間のものを含め、刑事司法を目的とした効果的な国境を越える協力が、人権及び基本的自由の保護のための効果的な条件及び保障措置から利益を受けることを確信し、

捜査のための電子的証拠の収集がしばしば個人情報に関係することを認識するとともに、自国の憲法上の義務及び国際的な義務を遵守するためにプライバシー及び個人情報保護するとの多数の締約国における要請を認識し、

サイバー犯罪及び電子的形態の証拠の収集に関する効果的な刑事司法上の措置が、人権及び基本的自由（千九百五十年に欧州評議会で採択された人権及び基本的自由の保護に関する条約（ETS第五号）、千九百六十六年に国際連合で採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約、千九百八十一年に採択された人及び人民の権利に関するアフリカ憲章、千九百六十九年に採択された米州人権条約その他の人権に関する国際条約等の適用のある人権に関する国際文書に基づく各国の義務に従って生ずる権利を含む。）の適当な保護を与える条件及び保障措置に従うことを確保することが必要であることに留意して、  
次のとおり協定した。

## 第一章 共通規定

### 第一条 目的

この議定書は、次の規定を補足することを目的とする。

- a この議定書の締約国の間においては、条約の規定
- b 第一議定書の締約国でもあるこの議定書の締約国の間においては、第一議定書の規定

### 第二条 適用範囲

1 この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書に定める措置は、次の事項について適用する。

a この議定書の締約国である条約の締結国の間においては、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する特定の捜査又は刑事訴訟並びに犯罪に関する電子的形態の証拠の収集

b この議定書の締約国である第一議定書の締約国の間においては、第一議定書に定める犯罪に関する特定の捜査又は刑事訴訟

2 各締約国は、この議定書に定める義務を履行するために必要な立法その他の措置をとる。

### 第三条 定義

1 条約第一条及び第十八条3に定める定義は、この議定書について適用する。

2 この議定書の適用上、次の追加の定義を適用する。

a 「中央当局」とは、統一的又は相互主義的な法令を基礎とする相互援助条約又は取極であつて、関係締約国の間において有効なものに基づいて指定される一又は二以上の当局をいい、そのような条約又は

取極が存在しない場合には、締約国により条約第二十七条2 aの規定に基づいて指定される一又は二以上の当局をいう。

b 「権限のある当局」とは、特定の捜査又は刑事訴訟に関する証拠の収集又は提出を目的としてこの議定書に定める措置の実施を命令し、許可し、又は遂行する権限を国内法によって与えられた司法当局、行政当局その他の法執行当局をいう。

c 「緊急事態」とは、自然人の生命又は安全への重大なかつ差し迫った危険がある事態をいう。

d 「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関する情報をいう。

e 「移転締約国」とは、要請に応じて又は共同捜査チームの一員としてデータを送信する締約国をいい、また、次章第二節の規定の適用上、送信を行うサービス・プロバイダ又はドメイン名の登録サービスを提供する団体がその領域内に所在する締約国をいう。

#### 第四条 言語

1 締約国に対して提出される要請及び命令並びにこれらに添付される情報については、要請を受ける締約国若しくは第七条5の規定に基づく通報を受ける締約国が受け入れることができる言語によるものとする

か、又はそのような言語による翻訳文を添付する。

2 第七条に規定する命令及び第六条に規定する要請並びにこれらに添付される情報については、次のいずれかによるものとする。

a 他方の締約国の言語であつて、サービス・プロバイダ又は団体がその言語により同等の国内手続の下で当該命令及び要請を受け入れているもので提出する。

b サービス・プロバイダ又は団体が受け入れることができるその他の言語によつて提出する。

c a又はbの言語のうちの一の言語による翻訳文を添付する。

## 第二章 協力の強化のための措置

第一節 この章の規定について適用のある一般原則

第五条 この章の規定について適用のある一般原則

1 締約国は、この章の規定に従い、できる限り広範に協力する。

2 この章の第二節は、次条及び第七条から成るものとし、他の締約国の領域内に所在するプロバイダ及び団体との直接の協力を強化する手続を定める。同節の規定は、統一的又は相互主義的な法令を基礎とする

相互援助条約又は取極であつて、関係締約国の間において有効なものが存在するか否かを問わず、適用する。

3 この章の第三節は、第八条及び第九条から成るものとし、蔵置されたコンピュータ・データの開示のための当局の間の国際協力を強化するための手続を定める。同節の規定は、統一的又は相互主義的な法令を基礎とする相互援助条約又は取極であつて、要請を行う締約国と要請を受ける締約国との間において有効なものが存在するか否かを問わず、適用する。

4 この章の第四節は、第十条から成るものとし、緊急事態における相互援助に関する手続を定める。同節の規定は、統一的又は相互主義的な法令を基礎とする相互援助条約又は取極であつて、要請を行う締約国と要請を受ける締約国との間において有効なものが存在するか否かを問わず、適用する。

5 この章の第五節は、第十一条及び第十二条から成る。同節の規定は、統一的又は相互主義的な法令を基礎とする相互援助条約又は取極であつて、要請を行う締約国と要請を受ける締約国との間において有効なものがない場合に、適用する。そのような条約又は取極が存在する場合には、同節の規定は、第十二条七の規定による場合を除くほか、適用しない。ただし、これらの条約又は取極が禁止していない場合

には、関係締約国は、これらの条約又は取極に代えて同節の規定を適用することを相互に決定することができる。

6 要請を受ける締約国がこの議定書に基づき双罰性を協力の条件とすることができる場合において、援助が求められている犯罪を構成する行為が要請を受ける締約国の法令により犯罪とされているときは、要請を受ける締約国の法令が、当該援助が求められている犯罪を要請を行う締約国の法令と同一の犯罪類型に含め、又は同一の用語で定めているかどうかにかかわらず、この条件は、満たされているものとみなす。

7 この章の規定は、他の適用可能な協定、取極、慣行又は国内法を通じた締約国の間の協力及び締約国とサービス・プロバイダその他の団体との間の協力を制限するものではない。

第二節 他の締約国におけるプロバイダ及び団体との直接の協力を強化する手続

第六条 ドメイン名の登録情報の要請

1 各締約国は、特定の捜査又は刑事訴訟を目的として、自国の権限のある当局に対し、ドメイン名の登録者を特定し、又は当該者と連絡するために、他の締約国の領域内に所在するドメイン名の登録サービスを提供する団体に対して当該団体が保有し、又は管理している情報の要請を発する権限を与えるために必要

な立法その他の措置をとる。

2 各締約国は、自国の領域内に所在する団体に対し、国内法に定める合理的な条件に従い、1に規定する要請に応じて1に規定する情報を開示することを認めるために必要な立法その他の措置をとる。

3 1に規定する要請には、次の事項を含める。

a 要請を行った日付並びに要請を行った権限のある当局を特定する事項及びその連絡先の詳細

b 情報を求めるドメイン名及び求める情報（特定のデータ要素を含む。）の詳細な一覧

c 要請がこの議定書に従って行われること、特定の捜査又は刑事訴訟に関連するため情報が必要であること及び当該情報が当該特定の捜査又は刑事訴訟のためにのみ使用されることの記述

d 情報を開示すべき期限及び方法その他特別な手続上の指示

4 締約国は、団体が受け入れることができる場合には、1に規定する要請を電子的な形式で提出することができる。適当な水準の安全性及び認証を求めることができるものとする。

5 要請を行う締約国は、1に規定する団体が協力しない場合には、当該団体に対し、求める情報を開示しない理由を示すよう要請することができる。要請を行う締約国は、当該情報を入手するために利用するこ

とのできる措置を決定するため、当該団体が所在する締約国との協議を求めることができる。

6 各締約国は、この議定書の署名の際、批准書、受諾書又は承認書の寄託の際その他いずれかの時に、欧州評議会事務局長に対し、5の規定に基づく協議のために指定する当局を通報する。

7 欧州評議会事務局長は、締約国により6の規定に基づいて指定される当局の登録簿を作成し、これを常に最新のものとする。各締約国は、登録簿のために提供した事項が常に正確であることを確保する。

#### 第七条 加入者情報の開示

1 各締約国は、自国の権限のある当局に対し、自国の特定の捜査又は刑事訴訟のために必要な場合に、特定の蔵置された加入者情報であつて、他の締約国の領域内に所在するサービス・プロバイダが保有し、又は管理しているものの開示を得るための命令を当該サービス・プロバイダに直接発する権限を与えるために必要な立法その他の措置をとる。

2 a 各締約国は、自国の領域内に所在するサービス・プロバイダが1に規定する命令に応じて加入者情報を開示するために必要な立法その他の措置をとる。

b 各締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、自国の領域内

に所在するサービス・プロバイダに対して発せられる命令に関し、次の宣言を行うことができる。

「1に規定する命令は、検察官その他の司法当局によるか、その監督の下においてか、又はその他の独立した監督の下において、発せられなければならない。」

3 1に規定する命令には、次の事項を明記する。

- a 命令を発した当局及び命令を発した日付
  - b 命令がこの議定書に従って発せられる旨の記述
  - c 送達を受けるべきサービス・プロバイダの名称及び住所
  - d 捜査又は刑事訴訟の対象となっている犯罪
  - e 命令を発した当局と異なる場合には、特定の加入者情報を求める当局
  - f 求める特定の加入者情報についての詳細な説明
- 4 1に規定する命令には、次の補足的な情報を添付する。
- a 当局に命令を発する権限を与える国内法上の根拠
  - b 捜査され、又は訴追されている犯罪に関する法令の規定及び適用のある刑罰の表示

- c サービス・プロバイダが加入者情報を返送する当局の連絡先。サービス・プロバイダは、当該当局に  
対し、追加の情報を要請することができ、又はその他の回答を行うものとする。
- d 加入者情報を返送すべき期限及び方法
- e データの保全を既に求めたかどうか（保全の日付及び該当する参照番号を含む。）
- f 特別な手続上の指示
- g 適当な場合には、5の規定に基づき同時の通報が行われた旨の記述
- h 加入者情報の開示を得るために役立つその他の情報
- 5 a 締約国は、この議定書の署名の際、批准書、受諾書又は承認書の寄託の際その他いずれかの時に、欧  
州評議会事務局長に対し、自国が、1に規定する命令が自国の領域内に所在するサービス・プロバイダ  
に発せられる場合には、あらゆる場合又は特定の状況において、命令、補足的な情報及び捜査又は刑事  
訴訟に関連する事実の要約の同時の通報を要求することを通告することができる。
- b 締約国は、aに規定する通報を要求するか否かにかかわらず、サービス・プロバイダに対し、開示に  
先立ち、特定の状況において、自国の当局と協議するよう要求することができる。

- c aの規定に基づき通報を受け、又はbの規定に基づき協議を受けた当局は、次の場合には、不当に遅滞することなく、サービス・プロバイダに対し、加入者情報を開示しないよう指示することができる。
  - i 開示が自国の捜査又は刑事訴訟を害するおそれがある場合
  - ii 相互援助を通じて当該加入者情報が求められたとしたならば、条約第二十五条4及び第二十七条4の規定に基づく条件又は拒否の理由が適用されるであろう場合
- d aの規定に基づき通報を受け、又はbの規定に基づき協議を受けた当局は、
  - i cの規定の適用のため、4cに規定する当局から追加の情報を求めることができ、及び当該情報を当該当局の同意なしにサービス・プロバイダに開示してはならない。
  - ii サービス・プロバイダが加入者情報を開示しないよう指示された場合には、4cに規定する当局に対し、速やかに通報し、かつ、その理由を示すものとする。
- e 締約国は、aに規定する通報を受け、並びにb、c及びdに規定する措置をとる単一の当局を指定する。締約国は、aの規定に基づく欧州評議会事務局長への通告が最初に行われる時に、同事務局長に当該当局の連絡先を通報する。

f 欧州評議会事務局長は、締約国により e の規定に基づいて指定される当局並びに締約国が a の規定に基づく通報を求めるかどうか及びいかなる状況の下で要求するかについての登録簿を作成し、これを常に最新のものとする。各締約国は、登録簿のために提供した事項が常に正確であることを確保する。

6 締約国は、サービス・プロバイダが受け入れることができる場合には、1 に規定する命令及び 4 に規定する補足的な情報を電子的な形式で提出することができる。締約国は、5 に規定する通報及び追加の情報を電子的な形式で提供することができる。適当な水準の安全性及び認証を求めることができるものとする。

7 命令を発する締約国の権限のある当局は、サービス・プロバイダが、4 c に規定する当局に対して求められた加入者情報を開示しないと通知する場合又は 1 に規定する命令の受領から三十日以内若しくは 4 d に定める期限までのいずれか長い方の期間内に当該命令に応じて加入者情報を開示しない場合には、次条の規定又は他の形態の相互援助によってのみ、当該命令の執行を求めることができる。締約国は、サービス・プロバイダに対し、命令が求める加入者情報の開示を拒否する理由を示すよう要請することができる。

8 締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、命令を発する締約国が、サービス・プロバイダから加入者情報の開示を求めなかった合理的な説明を提供しない限り、次条の規定に基づき加入者情報の開示を求める前に、サービス・プロバイダから加入者情報の開示を求めなければならぬことを宣言することができる。

9 締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、次のことを行うことができる。

a この条の規定を適用しない権利を留保すること。

b この条の規定による一定の種類のアクセスのための番号の開示が自国の国内法制の基本原則に適合しない場合には、そのような番号についてこの条の規定を適用しない権利を留保すること。

第三節 蔵置されたコンピュータ・データの開示のための当局の間の国際協力を強化する手続

第八条 加入者情報及び通信記録の迅速な提出のための他の締約国からの命令の執行

1 各締約国は、自国の権限のある当局に対し、自国の特定の捜査又は刑事訴訟のために必要な場合に、要請を受ける締約国の領域内に所在するサービス・プロバイダが保有し、又は管理している特定の蔵置され

た情報であつて、次に掲げるものを提出するよう当該サービス・プロバイダに強制するための命令を他の締約国への要請の一部として提出する権限を与えるために必要な立法その他の措置をとる。

a 加入者情報

b 通信記録

2 各締約国は、要請を行う締約国が提出した1に規定する命令を執行するために必要な立法その他の措置をとる。

3 要請を行う締約国は、その要請において、要請を受ける締約国に対し、1に規定する命令、補助的な情報及び特別な手続上の指示を提出する。

a 命令には、次の事項を明記する。

i 命令を発した当局及び命令を発した日付

ii 命令がこの議定書に従つて発せられる旨の記述

iii 送達を受けるべきサービス・プロバイダの名称及び住所

iv 捜査又は刑事訴訟の対象となっている犯罪

- v 命令を発した当局と異なる場合には、加入者情報又は通信記録を求める当局
- vi 求める特定の加入者情報又は通信記録についての詳細な説明
- b 補助的な情報は、要請を受ける締約国が命令を執行することを支援するために提供されるものとし、かつ、要請を行う締約国の同意なしにサービス・プロバイダに開示してはならない。補助的な情報には、次の事項を明記する。
  - i 当局に命令を発する権限を与える国内法上の根拠
  - ii 捜査され、又は訴追されている犯罪に関する法令の規定及び適用のある刑罰
  - iii 要請を行う締約国が、サービス・プロバイダが通信記録を保有し、又は管理していると信ずる理由
  - iv 捜査又は刑事訴訟に関連する事実の要約
  - v 加入者情報又は通信記録と捜査又は刑事訴訟との関連性
  - vi 追加の情報を提供することができる当局の連絡先
  - vii 加入者情報又は通信記録の保全を既に求めたかどうか（保全の日付及び該当する参照番号を含む。）

- viii 加入者情報又は通信記録を既に他の手段により求めたかどうか、及び既に求めた場合には、いかなる方法によるものか。
- c 要請を行う締約国は、要請を受ける締約国に対し、特別な手続上の指示を実行するよう要請することができる。
- 4 締約国は、この議定書の署名の際、批准書、受諾書又は承認書の寄託の際その他いずれかの時に、1に規定する命令を執行するためには、追加の補助的な情報が要求されることを宣言することができる。
- 5 要請を受ける締約国は、電子的な形式での要請を受け入れる。要請を受ける締約国は、要請を受け入れる前に、適当な水準の安全性及び認証を求めることができる。
- 6 a 要請を受ける締約国は、3及び4に定める全ての情報の受領の日から遅くとも四十五日以内にサービ  
ス・プロバイダに送達するため妥当な努力を払うものとし、要請された加入者情報又は通信記録を次の期間内に回答するよう命じる。
  - i 加入者情報については、二十日以内
  - ii 通信記録については、四十五日以内

b 要請を受ける締約国は、不当に遅滞することなく、要請を行う締約国に対し、提出を受けた情報又はデータの伝達を行う。

7 要請を受ける締約国は、要請された方法で3cに規定する指示に従うことができない場合には、要請を行う締約国に対し、速やかにその旨を通報するものとし、適当な場合には、当該指示に従うことができる条件を明記する。その後、要請を行う締約国は、それにもかかわらず当該要請が実施されるべきかどうかについて決定する。

8 要請を受ける締約国は、条約第二十五条4若しくは第二十七条4に定める理由に基づき要請の実施を拒否し、又は要請の実施を認めるために必要であると認める条件を課することができる。要請を受ける締約国は、同条5に定める理由に基づき、要請の実施を延期することができる。要請を受ける締約国は、要請を行う締約国に対し、できる限り速やかにその拒否、条件又は延期を通報する。要請を受ける締約国は、要請の実施を著しく遅延させるおそれのある他の状況も通報する。条約第二十八条2bの規定は、この条の規定について適用する。

9 a 要請を行う締約国は、要請を受ける締約国が8の規定に基づいて課する条件に従うことができない場

合には、要請を受ける締約国に対し、速やかにその旨を通報する。この場合において、要請を受ける締約国は、それにもかかわらず情報又は資料を提供すべきかどうかについて決定する。

b 要請を行う締約国は、要請を受ける締約国が8の規定に基づいて課する条件を受け入れる場合には、当該条件に拘束される。当該条件を付して情報又は資料を提供する要請を受ける締約国は、要請を行う締約国に対し、当該条件に関連して当該情報又は資料がどのように使用されたかについて説明するよう要求することができる。

10 各締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、欧州評議会事務局長に対し、次の指定された当局の連絡先を通報し、これを常に最新のものとす。

a この条に規定する命令を提出する当局

b この条に規定する命令を受領する当局

11 締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、この条に規定する他の締約国からの要請が、要請を行う締約国の中央当局又は関係締約国の間の合意により決定されるその他の当局によって提出されるよう要請することを宣言することができる。

12 欧州評議会事務局長は、締約国により10の規定に基づいて指定される当局の登録簿を作成し、これを常に最新のものとする。締約国は、登録簿のために提供した事項が常に正確であることを確保する。

13 締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、通信記録についてこの条の規定を適用しない権利を留保することができる。

第九条 緊急事態における蔵置されたコンピュータ・データの迅速な開示

1 a 各締約国は、条約第三十五条に規定する二十四／七ネットワークのための自国の連絡部局（以下「連絡部局」という。）が、緊急事態において相互援助の要請なしに他の締約国の領域内に所在するサーバ・プロバイダが保有し、又は管理している特定の蔵置されたコンピュータ・データの迅速な開示を得るに当たって、即時の援助を求める要請を他の締約国の連絡部局に伝達し、及び当該連絡部局から受領するために必要な立法その他の措置をとる。

b 締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、aの規定に基づく要請であつて、加入者情報の開示のみを求めるものを実施しないことを宣言することができる。

2 各締約国は、1の規定に従つて、次のことを可能にするために必要な立法その他の措置をとる。

- a 自国の当局が、1の規定に基づく要請を受けて、自国の領域内に所在するサービス・プロバイダからデータを要求すること。
  - b 自国の領域内に所在するサービス・プロバイダが、aの規定に基づく要求に応じて、自国の当局に対し、要請されたデータを開示すること。
  - c 自国の当局が、要請を行う締約国に対し、要請されたデータを提供すること。
- 3 1に規定する要請には、次の事項を明記する。
- a データを要請する権限のある当局及び要請を発した日付
  - b 要請がこの議定書に従って発せられる旨の記述
  - c 要請するデータを保有し、又は管理しているサービス・プロバイダの名称及び住所
  - d 捜査又は刑事訴訟の対象となっている犯罪並びにその法令の規定及び適用のある刑罰の表示
  - e 緊急事態が存在し、かつ、要請するデータがそれにどのように関係するかを示す十分な事実
  - f 要請するデータについての詳細な説明
  - g 特別な手続上の指示

h 要請するデータの開示を得るために役立つその他の情報

4 要請を受ける締約国は、電子的な形式での要請を受け入れることができ、及び電子的な形式での確認を求めることができる。要請を受ける締約国は、要請を受け入れる前に、適当な水準の安全性及び認証を求めることができる。

5 締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、自国が、要請を行う締約国に対し、要請の実施後、自国の定める形式及び経路（相互援助を含む。）により要請及びその裏付けとして送付される補足的な情報を提出するよう求めることを宣言することができる。

6 要請を受ける締約国は、要請を行う締約国に対し、1に規定する要請に関する決定を迅速に通報するものとし、適当な場合には、データを提供するための条件及び利用可能な他の協力の形態を明示する。

7 a 要請を行う締約国は、要請を受ける締約国が6の規定に基づいて課する条件に従うことができない場合には、要請を受ける締約国に対し、速やかにその旨を通報する。この場合において、要請を受ける締約国は、それにもかかわらず情報又は資料を提供すべきかどうかについて決定する。要請を行う締約国は、当該条件を受け入れる場合には、当該条件に拘束される。

b 6の規定に基づいて課する条件を付して情報又は資料を提供する要請を受ける締約国は、要請を行う締約国に対し、当該条件に関連して当該情報又は資料がどのように使用されたかについて説明するよう要求することができる。

#### 第四節 緊急事態における相互援助に関する手続

#### 第十条 緊急事態における相互援助

1 締約国は、緊急事態が存在すると認める場合には、迅速な相互援助を要請することができる。この条の規定に基づく要請には、その他の必要な内容に加えて、緊急事態が存在し、かつ、要請する援助がそれによつてどのように関係するかを示す事実の記述を含める。

2 要請を受ける締約国は、電子的な形式での1の規定に基づく要請を受け入れる。要請を受ける締約国は、要請を受け入れる前に、適当な水準の安全性及び認証を求めることができる。

3 要請を受ける締約国は、要請の審査を行うため、補足的な情報を迅速に求めることができる。要請を行う締約国は、当該補足的な情報を迅速に提供する。

4 要請を受ける締約国は、緊急事態が存在し、かつ、相互援助のための他の要件が満たされたと認める場

合には、迅速に要請に回答する。

5 締約国は、相互援助の要請に回答する責任を有する中央当局その他の当局の人員が、この条の規定に基づく要請に回答するために、週七日かつ一日二十四時間利用可能であることを確保する。

6 要請を行う締約国及び要請を受ける締約国の相互援助について責任を有する中央当局その他の当局は、この条の規定に基づく要請の実施の結果又はその事前の写しが要請に使用された経路とは別の経路により要請を行う締約国に提供され得ることを合意により決定することができる。

7 統一的又は相互主義的な法令を基礎とする相互援助条約又は取極であつて、要請を行う締約国と要請を受ける締約国との間において有効なものが存在しない場合には、条約第二十七条2b及び3から8まで並びに第二十八条2から4までの規定は、この条の規定について適用する。

8 7に規定する条約又は取極が存在する場合には、この条の規定は、これらの条約又は取極によって補足される。ただし、関係締約国がそのような条約又は取極に代えて7に規定する条約の規定の一部又は全部を適用することを合意により決定する場合は、この限りでない。

9 各締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、要請が、自国の

司法当局に直接又は国際刑事警察機構の経路により若しくは条約第三十五条の規定に基づいて設置される自国の二十四／七連絡部局に宛てて送付されることもできることを宣言することができる。この場合において、要請を受ける締約国の中央当局に対しては、要請を行う締約国の中央当局を通じて要請の写しを同時に送付する。要請が要請を受ける締約国の司法当局に直接送付されているが、当該司法当局が当該要請を取り扱う権限を有していない場合には、当該司法当局は、当該要請を自国の権限のある当局に委託し、及びその委託の事実を要請を行う締約国に直接通報する。

#### 第五節 適用のある国際協定が存在しない場合の国際協力に関する手続

#### 第十一条 ビデオ会議

1 要請を行う締約国は、ビデオ会議により証人又は専門家から証言及び供述を取得することを要請することができるとし、要請を受ける締約国は、これを認めることができる。要請を行う締約国及び要請を受ける締約国は、要請の実施について生ずる問題（該当する場合には、いずれの国が主宰するか、立ち会う当局及び人員、一方又は双方の締約国が証人又は専門家に特定の宣誓を行わせ、又は警告若しくは指示を与えるかどうか、証人又は専門家に対する質問の方法、証人又は専門家の権利を正当に確保する方法、

特権又は免除の主張の取扱い、質問又は回答に対する異議の取扱い並びに一方又は双方の締約国が翻訳、通訳及び記録の役務を提供するかどうかを含む。)の解決を促進するために協議を行う。

2 a 要請を受ける締約国及び要請を行う締約国の中央当局は、この条の目的のため、直接相互に連絡する。要請を受ける締約国は、電子的な形式での要請を受け入れることができる。要請を受ける締約国は、要請を受け入れる前に、適切な水準の安全性及び認証を求めることができる。

b 要請を受ける締約国は、要請を行う締約国に対し、要請を実施しない理由又は要請の実施を遅延させる理由を通報する。条約第二十七条8の規定は、この条の規定について適用する。要請を受ける締約国がこの条の規定に従って課することができるいかなる他の条件にも影響を及ぼすことなく、条約第二十八条2から4までの規定は、この条の規定について適用する。

3 この条の規定に基づく援助を提供する要請を受ける締約国は、その証言又は供述が求められる者の立会いを得るよう努める。適当な場合には、要請を受ける締約国は、自国の法令の下で可能な範囲内で、要請を受ける締約国において証人又は専門家が所定の日時及び場所に出頭するよう強制するために必要な措置をとることができる。

4 要請を受ける締約国の国内法と両立しない場合を除くほか、要請を行う締約国が定めるビデオ会議の実施に関する手続は、遵守されるものとする。要請を受ける締約国の国内法と両立しない場合又は要請を行う締約国が手続を定めていない場合には、要請を受ける締約国は、要請を行う締約国及び要請を受ける締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、自国の国内法上の手続を適用する。

5 要請を行う締約国の国内法に基づく裁判権に影響を及ぼすことなく、ビデオ会議の過程において証人又は専門家が次のいずれかの行為を行った場合には、当該証人又は専門家は、当該行為が要請を受ける締約国の国内手続において行われた場合と同様に要請を受ける締約国において制裁の対象となる。

a 要請を受ける締約国が自国の国内法に従い当該証人又は専門家に真実を証言することを義務付けた場合において、故意に虚偽の供述をすること。

b 要請を受ける締約国が自国の国内法に従い当該証人又は専門家に証言を行うことを義務付けた場合において、証言を行うことを拒否すること。

c ビデオ会議の過程において要請を受ける締約国の国内法が禁止するその他の違法な行為を行うこと。

6 a 要請を行う締約国と要請を受ける締約国との間に別段の決定がある場合を除くほか、要請を受ける締

約国は、この条の規定に基づく要請の実施に関連する全ての費用を負担する。ただし、次の費用については、この限りでない。

i 鑑定人に支払う手数料

ii 翻訳、通訳及び記録に要する費用

iii 特別な費用

b 要請を行う締約国及び要請を受ける締約国は、要請を実施するために特別な費用が必要となる場合には、当該要請を実施するための条件を決定するために相互に協議を行う。

7 要請を行う締約国及び要請を受ける締約国が相互に合意する場合には、

a この条の規定は、音声会議の実施のために適用することができる。

b ビデオ会議技術は、1に規定するもの以外の目的（人又は物を特定する目的を含む。）又は聴取のために使用することができる。

8 要請を受ける締約国は、被疑者又は被告人の聴取を認めることを選択する場合には、当該被疑者若しくは被告人からの証言若しくは供述の取得又は当該被疑者若しくは被告人に対する通知の提供若しくは手続

上の措置の適用に関し、特定の条件及び保障措置を求めることができる。

## 第十二条 共同捜査チーム及び共同捜査

1 二以上の締約国の権限のある当局は、協調を強化することが特に有益であると認める場合には、相互の合意により、捜査又は刑事訴訟を促進するため、当該締約国の領域内で共同捜査チームを設置し、及び運営することができる。権限のある当局は、それぞれの関係締約国が決定する。

2 共同捜査チームの運営を規律する手続及び条件（具体的な目的、構成、機能、期間及び延長期間、場所、組織、情報又は証拠の収集、伝達及び使用の条件、秘密性の条件、締約国の参加する当局が他の締約国の領域内で行われる捜査活動に参与する条件等）は、権限のある当局の間で合意するところによる。

3 締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、自国の中央当局が共同捜査チームを設置する合意に署名し、又はその他の方法で同意しなければならないことを宣言することができる。

4 共同捜査チームに参加する権限のある当局は、直接連絡する。ただし、例外的な事情によってより中央集権的な調整を要する場合には、締約国は、他の適切な連絡の経路を相互に決定することができる。

る。

5 一の關係締約国から共同捜査チームに参加する当局は、当該關係締約国の領域内で捜査上の措置がとられる必要がある場合には、自国の当局に対し、他の締約国が相互援助の要請を提出することなしに当該措置をとることを要請することができる。当該措置は、当該關係締約国の当局が、国内における捜査において国内法に基づいて適用される条件の下で、当該關係締約国の領域内で実施する。

6 一の締約国から共同捜査チームに参加する当局から他の關係締約国から共同捜査チームに参加する当局に提供する情報又は証拠の使用は、1及び2に規定する合意に定める条件によって拒否し、又は制限することができる。当該合意が使用の拒否又は制限に関する条件を定めていない場合には、締約国は、次のいずれかに該当するときに提供された情報又は証拠を使用することができる。

a 当該合意を締結した目的のためである場合

b 情報又は証拠を提供する当局の事前の同意を条件として、当該合意の対象とされた犯罪以外の犯罪の探知、捜査及び訴追を行うためである場合。ただし、情報又は証拠を使用する締約国の基本的な法的原則が刑事訴訟において被告人の権利を保護するために情報又は証拠を開示することを要求する場合に

は、同意は要しない。この場合において、当該締約国の当局は、不当に遅滞することなく、情報又は証拠を提供した当局に対し、その旨を通報する。

c 緊急事態を防ぐためである場合。この場合において、相互に別段の決定を行う場合を除くほか、情報又は証拠を受領した共同捜査チームに参加する当局は、不当に遅滞することなく、情報又は証拠を提供した共同捜査チームに参加する当局に対し、その旨を通報する。

7 共同捜査は、1及び2に規定する合意がない場合には、個々にその事例に応じて相互に合意する条件に基づいて行うことができる。この7の規定は、統一的又は相互主義的な法令を基礎とする相互援助条約又は取極であつて、関係締約国の間において有効なものが存在するか否かにかかわらず、適用する。

### 第三章 条件及び保障措置

#### 第十三条 条件及び保障措置

各締約国は、条約第十五条の規定に従い、この議定書に定める権限及び手続の設定、実施及び適用が自国の国内法に定める条件及び保障措置（人権及び自由の適当な保護を与えるものとする。）に従うことを確保する。

## 第十四条 個人情報の保護

### 1 適用範囲

a b及びcに別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、2から15までの規定に従って、この議定書に基づいて受領する個人情報を処理する。

b この議定書に基づき個人情報を受領する時において、移転締約国及び個人情報を受領する締約国の双方が、個人情報の保護のための包括的な枠組みを設定する締約国の間の国際協定であつて、犯罪の予防、探知、捜査及び訴追を目的とする個人情報の移転に適用があり、並びに当該国際協定に基づく個人情報処理が関係締約国の情報の保護に関する法令の要件を満たすことを定めるものに相互に拘束される場合には、当該国際協定の規定は、関係締約国の間に別段の合意がある場合を除くほか、当該国際協定の適用を受ける措置に関して、2から15までの規定に代えて、この議定書に基づいて受領する個人情報について適用する。

c 移転締約国及び個人情報を受領する締約国は、bに規定する国際協定に相互に拘束されていない場合には、この議定書に基づく個人情報の移転を、2から15までの規定に代えて、関係締約国の間の他の協定

又は取極に基づいて行うことができることを相互に決定することができる。

d 各締約国は、a及びbの規定による個人情報の処理が、個人情報の国際的移転に関する自国の個人情報の保護に関する法的枠組みの要件を満たすものとみなす。各締約国は、当該法的枠組みの下で移転のための更なる許可を要求してはならない。締約国は、情報の保護を理由としてのみ、aの規定が適用される場合には15に定める条件の下で又はb若しくはcのいずれかの規定が適用される場合にはb若しくはcに規定する協定若しくは取極の条件の下で、この議定書に基づく他の締約国に対するデータの移転を拒否し、又は妨げることができる。

e この条のいかなる規定も、締約国がこの議定書に基づいて受領する個人情報を自国の当局が処理することについてより強い保障措置を適用することを妨げるものではない。

## 2 目的及び使用

a 個人情報を受領した締約国は、第二条に規定する目的のために当該個人情報を処理する。個人情報を受領した締約国は、第二条に規定する目的と両立しない目的のために当該個人情報の更なる処理を行ってはならず、また、自国の国内法の枠組みが当該個人情報の更なる処理を許容していない場合にも、当

該個人情報 の更なる処理を行ってはならない。この条の規定は、移転締約国が個別の事案においてこの議定書に従って追加の条件を課す能力に影響を及ぼすものではない。ただし、当該条件には、情報の保護の包括的な条件を含めない。

b 情報を受領する締約国は、自国の国内法の枠組みの下で、要請し、かつ、処理する個人情報が、その処理の目的と関連しており、かつ、当該目的との関係において過度でないことを確保する。

### 3 質及び完全性

各締約国は、その処理の目的を考慮して、個人情報について、当該個人情報の適法な処理に必要かつ適切な正確性及び完全性が維持され、並びに当該個人情報の適法な処理に必要かつ適切な程度に最新のものであることを確保するための妥当な措置をとる。

### 4 機微に係る情報

締約国は、人種的若しくは民族的出身、政治的意見、宗教的信条その他の信条若しくは労働組合の構成員であることを明らかにする個人情報、遺伝上の情報、関連する危険性を考慮して機微に係ると認められる生体認証情報又は健康若しくは性生活に関する個人情報の処理を、これらの情報の使用による不当かつ有害な

影響の危険性、特に違法な差別から保護するための適切な保障措置の下でのみ行うことができる。

## 5 保有期間

各締約国は、2の規定による情報の処理の目的に鑑み必要かつ適当な期間に限り、個人情報を保有する。各締約国は、この義務を履行するために、自国の国内法の枠組みにおいて、一定の保有期間又は情報の更なる保有の必要性に関する定期的な審査について規定する。

## 6 自動化された決定

個人情報に係る個人の関連する利益に関して著しい悪影響を及ぼす決定は、個人情報の自動化された処理にのみ基づくことができない。ただし、国内法が認め、かつ、人の介入を得る可能性を含む適切な保障措置を伴う場合は、この限りでない。

## 7 情報の安全性及び安全性に係る事象

a 各締約国は、特に、滅失又は事故による若しくは権限のないアクセス、開示、変更若しくは廃棄（以下「安全性に係る事象」という。）から個人情報を保護するための適切な技術的、物理的及び組織的な措置を有していることを確保する。

b 情報を受領した締約国は、個人又は他の締約国に対する有形又は無形の損害の著しい危険が存在する可能性に係る事象を発見した場合には、その可能性及び規模を速やかに評価するものとし、そのような損害を軽減するため速やかに適当な措置をとる。当該措置には、情報を移転する当局への通報を含め、また、第二章第二節の規定の適用上、cの規定に従って指定された一又は二以上の当局への通報を含める。ただし、当該通報は、当該通報の更なる伝達に関する適当な制限を含むことができ、当該通報が国家の安全保障を脅かす可能性がある場合にはこれを遅らせ、若しくは省略することができ、又は当該通報が公共の安全を保護するための措置を脅かす可能性がある場合にはこれを遅らせることができる。情報を受領した締約国が適当な措置をとったことにより著しい危険がもはや存在しない場合を除くほか、当該措置には、関係する個人への通知も含める。関係する個人に対する通知は、12 a i に定める条件下で、遅らせ、又は省略することができる。通報を受ける締約国は、当該安全性に係る事象及びこれへの対応に関する協議及び追加の情報を要請することができる。

c 各締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、欧州評議会事務局長に対し、第二章第二節の規定の適用上、bの規定に基づき通報を受け一又は二以上の当局を通

報する。提供された情報は、その後、修正することができる。

## 8 記録の保持

締約国は、個別の事案において、個人の個人情報ができるようにアクセスされ、使用され、及び開示されているかを示すため、記録を保持し、又は他の適当な手段をとる。

## 9 締約国内における更なる共有

a 締約国の当局が当初この議定書に基づいて受領した個人情報を当該締約国の他の当局に提供する場合には、当該他の当局は、bの規定の適用を妨げることなく、この条の規定に従い個人情報を処理する。

b 第十七条の規定に基づく留保を付する締約国は、aの規定にかかわらず、個人情報を受領する当局がこの条の規定によって与えられる情報の保護の水準と同等のものを提供することにより情報を引き続き効果的に保護するための措置を有していることを条件として、自国の州その他これに類する領域的主体に対し、受領した個人情報を提供することができる。

c 移転締約国は、この9の規定の不適切な実施の兆候がある場合には、当該兆候に関する協議及び関連情報を要請することができる。

10 他の国又は国際機関への更なる移転

a 個人情報を受領した締約国は、個人情報を移転した当局又は第二章第二節の規定の適用上、bの規定に従って指定された一若しくは二以上の当局による事前の許可を得た場合に限り、他の国又は国際機関に対し、個人情報を移転することができる。

b 各締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、欧州評議会事務局長に対し、第二章第二節の規定の適用上、許可を与える一又は二以上の当局を通報する。提供された情報は、その後、修正することができる。

11 透明性及び通知

a 各締約国は、一般的な通知の公表により又は収集された個人情報に係る個人に対する個別の通知により、次の事項に関する通知を行う。

i 処理の法的根拠及び目的

ii 5に規定する保有又は審査の期間

iii 当該個人情報の開示を受ける者又はその分類

iv 利用可能なアクセス、訂正及び救済

b 締約国は、個別の通知の要件に対し、12 a i に定める条件に従い、自国の国内法の枠組みに基づく合理的な制限を課することができる。

c 移転締約国は、自国の国内法の枠組みがその個人情報が他の締約国に提供された個人に対して個別の通知を行うことを要求している場合には、個人情報の移転の時に、当該他の締約国がその要求及び適切な連絡先について通報を受けるよう措置をとる。個別の通知は、当該他の締約国が情報の提供を秘密のものとして取り扱うことを要請した場合において、12 a i に定める制限のための条件が適用されるときは、行ってはならない。当該制限がもはや適用されず、かつ、個別の通知を行うことができる場合には、当該他の締約国は、移転締約国がその旨の通報を受けるよう措置をとる。当該通報をまだ受けていなかった場合には、移転締約国は、情報を受領した締約国に対し、当該制限を維持するかどうかを移転締約国に通報するよう要請する権利を有する。

## 12 アクセス及び訂正

a 各締約国は、この議定書に基づいて受領した個人情報に係る個人が、不当に遅滞することなく、自国

の国内法の枠組みに定める手続に従って、次の事項を求め、又は取得する権利を有することを確保する。

i 当該個人に関して保有されている書類の書面又は電子的形態の写しであつて、当該個人の個人情報並びに処理の法的根拠及び目的、保有期間並びに情報の受領者又はその分類を示す利用可能な情報を含むものへのアクセス（以下この12において「アクセス」という。）並びに利用可能な救済手段の選択肢に関する情報。特定の事案におけるアクセスについては、その決定の時に他の者の権利及び自由又は一般公益上の重要な目的を保護するために必要とされ、かつ、関係する個人の正当な利益を十分に考慮する自国の国内法の枠組みが認める比例的な制限の適用を条件とすることができる。

ii 当該個人の個人情報ที่ไม่正確なものであり、又は不当に処理されたものである場合の訂正。訂正には、訂正の根拠及び処理の個別の事情を考慮して適当かつ合理的な場合には、是正、補足、抹消若しくは匿名化、処理の制限又はブロッキングを含める。

b 締約国は、アクセス又は訂正を拒否し、又は制限する場合には、不当に遅滞することなく、個人に対し、書面（電子的に提供することもできる。）により、拒否又は制限を当該個人に通知する回答を提供

する。当該回答においては、当該拒否又は制限の根拠及び利用可能な救済手段の選択肢に関する情報を提供する。アクセスを取得するために要する費用は、合理的であり、かつ、過剰でない額に制限すべきである。

#### 13 司法上及び非司法上の救済手段

各締約国は、この条の規定の違反に対する救済手段を提供する効果的な司法上及び非司法上の救済手段を有するものとする。

#### 14 監督

各締約国は、この条に定める措置に関して、独立の、かつ、効果的な監督の任務及び権限を単独で又は共同して遂行し、又は行使する一又は二以上の公的機関を有するものとする。単独で又は共同して行動するこれらの機関の任務及び権限には、調査の権限、不服に応じて行動する権限及び是正措置をとる能力を含む。

#### 15 協議及び停止

締約国は、他の締約国がこの条の規定に対する組織的若しくは重大な違反をしていること又は重大な違反が差し迫っていることの実質的な証拠を有する場合には、当該他の締約国に対する個人情報移転を停止す

ることができ。締約国は、合理的な通報を行うことなしに、かつ、関係締約国が合理的な期間の協議を行った後に解決に至ることがない時まで、移転を停止してはならない。ただし、締約国は、組織的又は重大な違反が自然人の生命若しくは安全に対する重大かつ差し迫った危険をもたらす場合又は自然人に実質的な信用上若しくは金銭上の被害をもたらす場合には、暫定的に移転を停止することができる。この場合において、当該移転の停止を行った締約国は、その後直ちに、当該他の締約国に通報し、及び当該他の締約国と協議を開始する。当該他の締約国は、協議が解決に至らなかった場合において、当該移転の停止を行った締約国による停止がこの15に定める条件に違反している実質的な証拠を有するときは、相互に移転を停止することができ。当該移転の停止を行った締約国は、停止を正当化する違反が是正された場合には、速やかに停止を解除するものとし、いかなる相互的な停止も、その時点で解除される。停止より前に移転された個人情報、この議定書に従って引き続き取り扱われる。

#### 第四章 最終規定

##### 第十五条 この議定書の効果

1 a 条約第三十九条2の規定は、この議定書について適用する。

b 欧州連合の構成国である締約国については、その相互の関係において、この議定書が取り扱う事項を規律する欧州連合の法を適用することができる。

c bの規定は、欧州連合の構成国である締約国とその他の締約国との間においては、この議定書の全面的な適用に影響を及ぼすものではない。

2 条約第三十九条3の規定は、この議定書について適用する。

#### 第十六条 署名及び効力発生

1 この議定書は、条約の締約国による署名のために開放しておく。条約の締約国は、次のいずれかの方法によりこの議定書に拘束されることについての同意を表明することができる。

a 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

b 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承諾すること。

2 批准書、受諾書又は承認書は、欧州評議会事務局長に寄託する。

3 この議定書は、条約の五の締約国が1及び2の規定に従いこの議定書に拘束されることについての同意を表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

4 この議定書は、その後この議定書に拘束されることについての同意を表明する条約の締約国については、1及び2の規定に従いその同意を表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

#### 第十七条 連邦条項

1 連邦制の国は、次のことを条件として、この議定書に基づく義務を中央政府と州その他これに類する領域的主体との間の関係を規律する基本原則に適合する範囲内において履行する権利を留保することができる。

a この議定書が当該連邦制の国の中央政府について適用されること。

b そのような留保が第二章の規定に従い他の締約国から求められる協力を与える義務に影響を及ぼすものではないこと。

c 第十三条の規定が当該連邦制の国の州その他これに類する領域的主体について適用されること。

2 他の締約国は、当該他の締約国の領域内に所在する当局、プロバイダ又は団体が1の規定に基づき留保を付した連邦制の国の州その他これに類する領域的主体により直接提出された要請又は命令に応じて協力

することを妨げることができない。ただし、当該連邦制の国が、欧州評議会事務局長に対し、当該州その他これに類する領域的主体が自国に適用のあるこの議定書上の義務を適用することを通報している場合は、この限りでない。同事務局長は、そのような通報に関する登録簿を作成し、これを常に最新のものとす

3 他の締約国は、命令若しくは要請が中央政府を通じて提出された場合又は第十二条の規定に基づく共同捜査チームに関する合意が中央政府の参加を得て締結された場合には、1に規定する留保を理由として、その領域内に所在する当局、プロバイダ又は団体が州その他これに類する領域的主体と協力することを妨げてはならない。そのような状況において、中央政府は、州その他これに類する領域的主体に提供される個人情報保護の保護に関して、第十四条9に定める条件又は該当する場合には、同条1b若しくはcに規定する協定若しくは取極に定める条件のみが適用されるときは、適用のあるこの議定書上の義務の履行を確保する。

4 この議定書の規定であつて、その実施が連邦の憲法制度により立法措置をとることを義務付けられていない州その他これに類する領域的主体の管轄の下にあるものについては、中央政府は、これらの州の権限

のある当局に対し、好意的な意見を付してその規定を通報し、その実施のために適当な措置をとることを奨励する。

#### 第十八条 適用領域

- 1 この議定書は、条約第三十八条3の規定に従い宣言が撤回されない限りにおいて、締約国が同条1又は2の規定に基づいて行った宣言に特定する領域について適用する。
- 2 締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、条約第三十八条1又は2に基づく当該締約国の宣言に特定する領域の一又は二以上についてはこの議定書を適用しないことを宣言することができる。
- 3 2に基づく宣言は、当該宣言に特定するいずれの領域についても、欧州評議会事務局長に宛てた通告により撤回することができる。その撤回は、同事務局長が当該通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

#### 第十九条 留保及び宣言

- 1 条約のいずれの締約国も、欧州評議会事務局長に宛てた書面による通告により、この議定書の署名の際

又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、この議定書の第七条9 a及びb、第八条13並びに第十条に規定する留保を付する旨を宣言することができる。その他のいかなる留保も、付することができない。

2 条約のいずれの締約国も、欧州評議会事務局長に宛てた書面による通告により、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、この議定書の第七条2 b及び8、第八条11、第九条1 b及び5、第十条9、第十二条3並びに第十八条2に規定する宣言を行うことができる。

3 条約のいずれの締約国も、第七条5 a及びe、第八条4並びに10 a及びb、第十四条7 c及び10 b並びに第十七条2に規定するいずれの宣言、通告又は通報についても、欧州評議会事務局長に宛てた書面による通告により、それらの規定に定める条件に従って行う。

## 第二十条 留保の撤回

1 前条1の規定に基づき留保を付した締約国は、状況が許容する場合には、その留保の全部又は一部を速やかに撤回する。その撤回は、欧州評議会事務局長に宛てた通告が受領された日に効力を生ずる。当該通告に特定された日に留保の撤回が効力を生ずる旨が記載されており、かつ、当該特定された日が同事務局

長により当該通告が受領された日より遅い日である場合には、その撤回は、当該特定された日に効力を生ずる。

2 欧州評議会事務局長は、前条1の規定に基づき留保を付した締約国に対し、その留保を撤回する見込みについて定期的に照会することができる。

#### 第二十一条 改正

1 この議定書のいずれの締約国も、この議定書の改正を提案することができる。欧州評議会事務局長は、改正案を欧州評議会の加盟国、条約の締約国及び署名国並びに条約に加入するよう招請された国に通報する。

2 締約国が提案する改正案は、犯罪問題に関する欧州委員会（以下「CDPC」という。）に通報され、CDPCは、当該改正案に関する意見を欧州評議会閣僚委員会に提出する。

3 欧州評議会閣僚委員会は、改正案及びCDPCが提出した意見を検討するものとし、条約の締約国と協議を行った後、当該改正案を採択することができる。

4 3の規定に従い欧州評議会閣僚委員会が採択した改正は、受諾のためこの議定書の締約国に送付され

る。

5 3の規定に従って採択された改正は、この議定書の全ての締約国が欧州評議会事務局長に対しその受諾を通告した後三十日目の日に効力を生ずる。

#### 第二十二條 紛争の解決

条約第四十五條の規定は、この議定書について適用する。

#### 第二十三條 締約国間の協議及び履行の評価

1 条約第四十六條の規定は、この議定書について適用する。

2 締約国は、この議定書の規定の効果的な活用及び実施について定期的に評価するものとし、二千二十年十月十六日に改正されたサイバー犯罪条約委員会の手続規則第二條の規定を準用する。締約国は、この議定書の効力発生の五年後に、この議定書について準用される同條の手続を最初に再検討するものとし、これをコンセンサス方式による決定により修正することができる。

3 第十四條の規定についての審査は、条約の十の締約国がこの議定書に拘束されることについての同意を表明した後、開始する。

## 第二十四条 廃棄

1 いずれの締約国も、欧州評議会事務局長に宛てた通告により、いつでもこの議定書を廃棄することができる。

2 廃棄は、欧州評議会事務局長が通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

3 この議定書のいずれかの締約国による条約の廃棄は、この議定書の廃棄を構成する。

4 廃棄の効力発生の日の前に移転された情報又は証拠は、引き続きこの議定書に従って取り扱われる。

## 第二十五条 通報

欧州評議会事務局長は、欧州評議会の加盟国、条約の締約国及び署名国並びに条約に加入するよう招請された国に対し、次の事項を通報する。

- a 署名
- b 批准書、受諾書又は承認書の寄託
- c 第十六条3及び4の規定によるこの議定書の効力発生の日

d 第十九条の規定に従って行われた宣言若しくは付された留保又は第二十条の規定に従って行われた留保の撤回

e この議定書に関して行われたその他の行為、通告又は通報

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十二年五月十二日にストラスブールで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、欧州評議会に寄託する。欧州評議会事務局長は、欧州評議会の各加盟国、条約の締約国及び署名国並びに条約に加入するよう招請された全ての国に対しその認証謄本を送付する。